

各課（局）長 様

総合政策部長

令和2年度予算編成方針について（通知）

令和2年度は、第5次白岡市総合振興計画後期基本計画の4年度目に当たる。計画に掲げる市の将来像「ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち ～うるおいとやすらぎの生活未来都市～」の実現に向け、各施策の成果を見据えた取組が本格化する重要な年度である。

とりわけ、3つの重点プロジェクトのひとつである「まちのにぎわい創出プロジェクト」に位置付ける白岡中学校周辺区域土地利用推進事業については、土地利用協議会、事業化検討パートナー、市の三者により、事業化に向けた具体的な検討が進められることになる。

一方、日本全体で進んでいる少子高齢化などの社会問題を背景として、本市財政も厳しい状況にある。現在、実施している全ての事業を来年度以降も継続しながら、新たな事業に着手、推進していくことは困難な状況である。

については、令和2年度の予算編成に当たっては、「選択と集中」の観点を持って、市の将来像に照らし、その必要性や効果を十分に見極めた上で事業を構築し、確かな成果へとつなげていかなければならない。

職員一人ひとりが市民ニーズや課題を的確に捉えた上で、変化を恐れず、挑戦する意欲を持って、新たな施策や事業の立案はもとより、既存事業の大胆な見直しや廃止の検討に取り組みたい。

以上の認識を踏まえ、令和2年度予算は下記の方針に基づき編成するものとする。

記

1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和元年7月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされる一方、「通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされている。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を6月21日に閣議決定し、「経済再

生なくして財政健全化なし」の方針のもと、人口減少や少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化を両立していくため、デジタル化を原動力とした「Society5.0」の実現を加速するとともに、人生100年時代の到来を見据え誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築を目指すとしている。

また、令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げを控え、臨時・特別の措置等により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。

このように、国においては、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとしており、地方財政への影響が懸念される場所である。本市としても、その動きを引き続きしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

国の各種政策の効果もあって、日本経済は緩やかに回復しており、埼玉県経済も緩やかに回復している。

本市の財政状況については、平成30年度決算において、市民税や固定資産税などの市税が増収となるなど、一部持ち直しの兆しが見られたものの、扶助費が過去最高を更新するなど、社会保障関係経費が増加し、経常収支比率が2か年で6.5ポイント増の92.5%となり、財政構造の急激な硬直化が見られたところである。

また、中長期的な視点で将来を見据えると、少子高齢化対策、地域経済対策、さらには、公共施設の長寿命化、老朽施設の補修・改修等など、市財政は多くの圧迫要因を抱えている。

こうした中、令和2年度は、白岡中学校周辺区域土地利用推進事業の推進、白岡駅西口線、白岡・宮代線をはじめとした都市計画道路の整備など、今後の市の発展を支える重要な事業の実施を控えているところであり、多額の財源不足が見込まれるところである。

3 予算編成の基本的な考え方

令和2年度予算については、本市の極めて厳しい財政状況を十分踏まえ、次の考え方に基づいて編成に取り組むものとする。各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

- (1) 「第5次白岡市総合振興計画後期基本計画」における施策の成果を見据え、優先化・重点化すべき行政課題としている分野に積極的に取り組むほか、今後の施策展開などを考慮し中長期的な視野に立って事業の厳選を行い、予算の見積りに的確に反映させること。

- (2) 「市民本位」の視点に立ち、重点施策実現のための関係事業へ予算を重点配分すること。全ての施策・事業において緊急性や効果などの視点から、限られた財源を効率的に配分し、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めること。
- (3) 健全財政を堅持するため、市税収入を始めとした歳入の収納率の向上策や、使用料及び手数料、財産収入、広告料収入等の増収策を積極的に検討するとともに、新たな財源創出の可能性を模索するなどあらゆる創意工夫により財源の創出に努めること。また、コスト意識を持ち、事業の徹底的な見直しと「選択と集中」を図ること。

4 総括的事項

- (1) 平成30年度の実績及び令和元年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析するなど、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。
また、行政評価の結果を予算に反映させること。事務事業の見直しが必要であると評価された事業については、事業規模を縮小させるだけでなく、事業廃止も含め判断すること。
- (2) 令和2年度は、行財政改革推進大綱の計画期間の最終年度となることから、「効果的な業務運営の推進」、「効率的な組織体制の構築」及び「持続可能な財政運営の確立」の3つの基本方針を念頭に置き、さらなる歳入確保と歳出削減に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげるべく、一層の創意工夫に努めるとともに、事業の必要性、有効性及び費用対効果も含め、積極的な見直し、再構築に取り組むこと。
- (3) 既存事業の見直しを行い、既に所期の目的を達成したものや、情勢の変化等により、事業推進の必要性が薄れたものについては、積極的に廃止し、より効果的な事業の実施や新たな行政課題に対応するための財源とすること。
また、新規事業を実施する場合（ビルド）には、必ず既存の事業を廃止（スクラップ）すること。一定の効果が得られている事業についても、新規事業を実施する場合には、優先順位を付して廃止をすること。
- (4) 各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定すること。
- (5) 歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。国庫支出金・県支出金を財源とする事業については、他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県の「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象と

なる事業は積極的に活用をすること。

ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

- (6) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。
- (7) 複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努めること。
また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分精査・検討すること。
- (8) 財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めた財政運営の健全性が判断されることから、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。
- (9) 公共施設の修繕や改修については、一時に多大な費用を要することのないよう、個別施設の長寿命化計画に基づき、維持管理コストの縮減などに努めること。
- (10) 令和2年度から、会計年度任用職員制度が導入される。会計年度任用職員は、新たに創設される職であり、これまでの臨時的任用職員を単純に移行するものではないので、職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

5 その他

歳入・歳出の個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和2年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。